

都道府県が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて捕獲数の大幅な増加を図ることとしています。

また、平成30年9月以降に拡大している豚コレラのウイルス拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化することとしています。

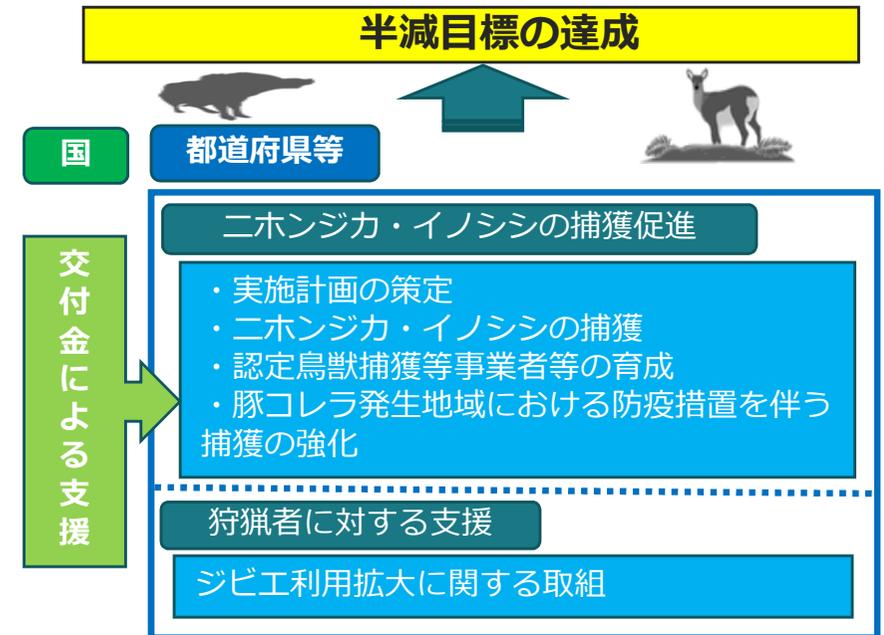
今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及び豚コレラウイルスの拡散防止に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ・指定管理鳥獣の捕獲等
- ・効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ・ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ・ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 補助対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 2	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 3	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R 4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進